

ハシ島シタル之何レモ之ヲ諒トシ合署内ニ於テ
 在双方代表者等令見互之意見ヲ開陳シ種
 々折衝ヲ重シタル結果妥懐ヲ見出ス至
 リタルヲ以テ之ヲ別紙懷廷書トシテ交換シ合
 午後十時全ク解決ヲ告タルに至リ

軍議國本部 九 記

議ニ集合所

堺市七通町字東町

議ニ 守屋秀康

議ニ 七通町東町 根 旭

議ニ 高畑尚吉

議ニ 二生川安兵衛

議ニ 依休善次郎

協定書

一、要求項目

三、皆勤一ヶ月二分ヲ支給スルコト

五、營業御永續中ハ現在職工ハ向フ六ヶ月間解
 雇セサルコト

右ハ可成意見ヲ酌ミ解雇セサルコト

六、今度ノ臨時休業中ノ日給ハ支給スルコト

右ハ大正十二年五月廿七日ヲ以テ爭議ヲ打切り全
 期間ヲ兼認シ明廿八日ハ官殿下御来場ニ付後
 意ヲ表シ休業シ明後廿九日ヨリ従来通り社
 業スルコト

右協定ス

大正十二年五月廿八日

梅鉢鉄工場 代表者 三浦